

令和8年第5回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和8年5月26日（火） 午前8時50分～10時40分

開催場所 いちき串木野市役所 串木野庁舎 2階西側会議室

出席農業委員（12人）

会 長	12番	岩 下 市 蔵
会長代理	11番	川 畑 千 秋
	1番	西 美 香
	2番	野 元 京 子
	3番	木 場 由美子
	4番	樋ノ口 正 信
	5番	古 賀 久美子
	6番	久木山 純 広
	7番	池 田 一 成
	8番	上迫田 薫
	9番	外 薊 健 藏
	10番	池 田 善 之

出席農地利用最適化推進委員（3人）

串木野地区1	古 川 千 明
串木野地区2	藤 園 宗 男
市来地区	橋 口 守

出席職員 篠原局長、松原主査、原田主査、棚町主査

議事録署名委員の指名（7番 池田 一成 委員・8番 上迫田 薫 委員）

議事日程

日程第1 報告議案第9号	耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて
日程第2 議案第22号	農地法第3条第1項の規定による許可申請（1件）について
日程第3 議案第23号	農地法第5条第1項の規定による許可申請（4件）について
日程第4 議案第24号	非農地証明願（4件）について
日程第5 議案第25号	農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案について
日程第6 議案第26号	令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和8年第5回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 ありがとうございます。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は会長が行うことになっております。会長、よろしくお願いします。

議長 会議規則に基づきまして、議長を務めさせていただきます。まず事務局より、農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数 12 名で、現在数 12 名に対し出席委員数 12 名で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の 3 名の方々も出席されていることを報告いたします。

議長 それでは、会次第に従いまして、進行していきます。まず、議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは本日の議事録署名委員は、7 番 池田一成 委員と、8 番 上迫田薫 委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

ただ今から、議事に入ります。日程第 1 報告議案第 9 号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

原田主査 日程第 1 報告議案第 9 号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてであります。1 ページをお開きください。平江〇〇番は平成 26 年 9 月 29 日、平江〇〇番と平江〇〇番は平成 30 年 12 月 26 日、平江〇〇番は平成 28 年 3 月 28 日開催の農業委員会総会で非農地として判断されましたが、今回中間管理事業による貸し借りの申請がありましたので、取り消しとなるものです。調査委員は【正】を池田善之委

員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願
いいたします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

池田（善）委員 10 番池田です。5 月 21 日午前 9 時 30 分より、外菌委員と調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は平成 26 年 9 月、平成 28 年 3 月、平成 30 年 12 月の総会において、非農地と判断されていまし
た。今回現地調査を行ったところ、申請地は耕作の目的に供される農
地であり、非農地判断の取り消しを行っても何ら問題は無いと考えま
す。皆さまのご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入りたいと思います。何
か皆様の方からご質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、日程第 1 報告議案第 9 号耕作放棄地に係る非農
地判断の取り消しについては、報告のとおり取り消すことでご異議ご
ざいませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということですので、日程第 1 報告議案第 9 号については
報告のとおり決定することといたします。

続きまして日程第 2 議案第 22 号農地法第 3 条第 1 項の規定による
許可申請についてを議題とします。今回の申請は 1 件であります。事
務局の説明、その後調査委員からの調査報告をお願いし、質疑に入り
ます。それでは、説明をお願いします。

棚町主査 日程第 2 議案第 22 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請
についてです。今月の申請は 1 件です。2 ページをご覧ください。No.
1 についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から、所有する農地を
贈与により譲り受けたいという申請です。申請地は農用地区域内農地
です。調査は【正】を池田一成委員、【副】を樋ノ口委員にお願いし
てあります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

池田（一）委員 7 番池田です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 No. 1 につ

いて、調査報告いたします。5月21日（水）午後1時より、樋ノ口委員と譲受人立会いのもと現地実態調査しましたので報告いたします。申請人、所在地等については、今説明のあったとおりでございます。申請地は昨年まで譲渡人が知人に耕作していただいていたようですけど、耕作しないということで、贈与によって引受人を探しておられたようです。この情報を譲受人が得て、譲渡人と協議して、譲り受けるということで、今回申請に至ったとお伺いしました。譲受人は馬鈴薯やドラセナ等営農されているところですが、労働力は1人であるということですが、収穫期には雇用をして対応しているところです。農機具等の保有状況は、現在様々な品目を栽培されていることから問題は無いと確認いたしました。耕作品目についても話し合ったんですけど、まだ検討中であると。主に馬鈴薯を耕作されているんですけど、赤土馬鈴薯の銘柄で販売されているということで、当該地に於いて、馬鈴薯は栽培できないんじゃないかということで、他の品目について玉葱なりを検討すると。その間の保全については行いますということでございました。自宅から5km程度の距離ですので、問題は無いのかなということと、無償譲渡との話しでございましたので、資金面の検討の必要は無いのかなと判断しました。当該地の環境を確認したんですが、農地としてこれまで耕作されておりまして、条件的なことについて、問題は無いのかなということで、樋ノ口委員と確認したところです。

議長

ありがとうございました。事務局、調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。皆様の方から何かご質疑がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

ないようですので、日程第2議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということですので、日程第2議案第22号については、申請のとおり許可することといたします。

次に、日程第3議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。今回の申請は4件であります。事務局の説明、その後調査委員から調査報告をお願いし、4件終了後質疑に入ります。ではNo.1から事務局の説明をお願いします。

原田主査

日程第3議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請4件についてであります。4ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は申請地を買い受けて、令和9年3月に娘夫婦が住宅を建築するための宅地造成を行いたいための申請であります。第3種農地で、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を西委員、【副】を久木山委員にお願いしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

現地調査の報告をお願いします。

西委員

1番西です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について調査報告いたします。5月22日午前8時半より、行政書士立会いのもと、久木山委員と調査を実施しました。資料の4～5ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域です。申請地を譲り受けて、娘夫婦が住宅を建築するための宅地造成をするための申請です。被害防除として周囲にブロックを5段積み、緑地・緩衝地を1m程度設けます。用排水として公共上下水道、雨水排水は水路放流します。東西は宅地、南は畑、北は公衆用道路です。備考欄に添付書類が記載されています。許可後すぐ着工し、来年の3月に住宅建築の予定との事です。私共としては何ら問題ないと見てきましたが、皆様のご審議の程よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。次にNo.2について、事務局の説明をお願いします。

原田主査

6ページをお開きください。No.2についてご説明いたします。譲受人は、現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で、第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を木場委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

現地調査の報告をお願いします。

木場委員

3番木場です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について報告します。調査は5月22日9時より、譲受人の代理人の行政書士立会いのもと、古賀委員と私が調査を実施しましたので報告します。位置図は資料の6ページ、7ページを参照してください。転用目的は、住宅を建築するためです。農地区分は第3種農地、第1種住居地域です。許可が出次第着工します。5条申請に必要な書類は備考欄に記載されていますものが添付されています。用・排水計画は、用水

計画は公共上水道、雨水排水は水路放流、汚水処理、生活雑排水は合併浄化槽に排水します。位置図は南、北、西は宅地、東は公共用道路、周辺には耕作している農地はありません。私たちが調査した結果は特に問題はないと見てきました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。次にNo.3について、事務局の説明をお願いします。

原田主査 8ページをお開きください。No.3についてご説明いたします。譲受人は、現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 調査委員の報告をお願いします。

古賀委員 5番古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3について、5月22日（金）午前9時30分より、譲受人立会いのもと、木場委員と調査をしましたので報告いたします。資料の8、9ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地で、転用目的は借家住まいで手狭なため申請地に住居を建築したい。被害防除計画書の造成計画は最高0.3m、最低0.2mの盛り土を行う。それに伴う被害防除策としてブロック3段の土留め工事をする。周辺の農地の日照、通風等支障を及ぼすおそれを生じさせないための対策として、幅0.8m～10m程度の緑地、緩衝地を設け、建物の高さを4.7m程度に加減する。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は溜桝で水路放流。汚水、生活雑排水は公共下水道となっております。付近の状況ですが、東、西、南側は宅地、北側は道路、資金調達計画は融資で、工期は8月からとなっております。5条申請の備考欄に記載してあります書類等添付されており、何ら問題はないと思います。皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。次にNo.4について、事務局の説明をお願いします。

原田主査 10ページをお開きください。No.4についてご説明いたします。譲受人は、系統用蓄電池施設の建設及び運営並びに電力の供給及び販売等の事業を展開している会社で、再生可能エネルギーの安定供給や地域

経済への寄与が期待され、災害時には周辺住民や公共施設への非常用電源として活用することで、防災面でも地域に貢献できることから、申請地を買い受けて系統用蓄電池を設置したいための申請であります。第2種農地で、その他の農地であります。代替地も検討しましたが条件に合致せず、他に適当な土地も見当たらなかった状況です。調査委員は【正】を外菌委員、【副】を池田善之委員にお願いしております。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

外菌委員 9番外菌です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4について5月21日午前9時より代理人立会いのもと、池田善之委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は10、11ページを参照してください。転用事由は申請地を譲り受けて、系統用蓄電池施設を設置したい。農地区分は第2種農地、その他の農地です。申請地を選定した理由として、最低600㎡程度の広い土地と、80デシベル程度の音を発する場合があるため、周囲に住居がないこと。連携に必要な容量に空きのある配電線と変電所が近くにあること。敷地内にはコンテナ型の蓄電池20機、パワーコンディショナー用コンテナ、変電設備メンテナンススペースと自動車の転回場所が必要となります。資金は自己資金で、着工は令和8年8月から12月です。被害防除計画として法面を保護し、防護柵を設け、申請地は現状のまま利用します。緑地、緩衝地を3m程度設ける。雨水排水は自然流下。申請地の東は山林、西と南は市道、北は水路です。被害防除計画書等は5条申請の備考欄に記載してあります。私たちの調査では特に問題はないと思われますが、皆様方のご審議よろしくお願いいいたします。

議長 ありがとうございます。ただ今、事務局の説明及び調査委員からの調査報告が終わりました。これから質疑に入りたいと思います。1件ずつ行っていきたいと思います。まず、No.1について何か皆様の方からご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんか。それではNo.2について、何かご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それではNo.3について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それではNo.4について、何かご質疑ございませんか。

池田（一）委員 すみません、ちょっと一点だけいいですか。

議長 はい、どうぞ。

池田（一）委員 勉強のために教えていただきたいんですけど、系統用蓄電池施設の対応は何課になるんですか。結局ここに蓄電施設を建てていいですよというのは、農業委員会の話しじゃなくて、所管課があると思うんですよね。そうした場合に、先程外菌委員からあったように、周辺への影響というの懸念されるということであれば、周りの地権者との、農地は無いという判断になるのかもしれないですけど、その同意というの必要なのかということも、今後のために教えていただきたくて質問させていただきました。

議長 調査委員、事務局は何かわかりますか。

外菌委員 周りは全て山林でしたから。

池田（一）委員 そうですね、山林ですね。仮に農地であった場合に、そこらへんをちょっと勉強したくて。

議長 農業委員会は農地についてですよね。ここにこういう施設を作ることに対して、行政としてはどこか窓口になっているとかそういう情報ですね。

池田（一）委員 すみません、次回でも教えていただければ。

議長 これだけの大きな施設なので、しかも調査委員の報告にもありましたけれども、騒音があるということ、それから暴発する可能性のある施設でもあるということもちょっと聞いたこともあるので、その辺を含めて行政が何らかの関りを持たないと、なかなかこういう所に簡単には設備はできないんじゃないかと個人的には感じています。

原田主査 一応ですね、行政のここですよという窓口はないんですけど、業者の方が都市計画法の関係とか、消防、騒音関係は市民生活課にもそれぞれ事前にここに作るのは問題ないかということは相談しているみたいです。

議長

わかりました。そういったのも含めて、もう一回詳しく調べて、また次回にでも何かわかったらですね。他に何か質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようであれば、日程第3議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請4件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第3議案第23号については、申請のとおり許可することといたします。

次に日程第4議案第24号非農地証明願4件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

原田主査

日程第4議案第24号非農地証明願4件についてであります。12ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、所有者が農地法の手続きを知らず、20年以上前に申請地に砂利を敷いてしまいました。現在まで駐車場として利用しており、始末書が添付してあります。

14ページをお開きください。No.2についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、所有者が農地法の手続きを知らず、25年以上前に申請地に車庫を建ててしまいました。現在まで駐車場として利用しており、始末書が添付してあります。

16ページをお開きください。No.3についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、所有者が農地法の手続きを知らず、25年以上前に申請地に砂利を敷いてしまいました。現在まで資材置場として利用しており、始末書が添付してあります。

18ページをお開きください。No.4についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、所有者が農地法の手続きを知らず、20年以上前に申請地に倉庫及び車庫を建ててしまいました。現在まで隣接地の自宅と一体的に利用しており、始末書が添付してあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

ただ今事務局からの説明が4件終わりましたが、皆様の方から何かご質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

ないようですが、日程第4議案第24号非農地証明願4件については、申請のとおり非農地証明を発行することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということです。日程第4議案第24号については、非農地証明を発行することにいたします。

次に日程第5議案第25号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっていますので、関連する委員、〇〇委員と、〇〇委員にはご退席をお願いしたいと思います。

（〇〇委員、〇〇員退席後）

それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

20、21 ページをご覧ください。日程第5議案第25号令和8年8月1日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてです。9番と10番は、先程1ページの非農地判断の取り消しでご審議いただきました農地です。11番は基盤強化法の契約満了に伴い、中間管理法で新たに再契約を行うものです。12件、20筆11,170㎡で、全て新規の契約です。よろしくお願いします。

議長

ただ今事務局より説明がありましたが、皆様の方から何かご質疑等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

ないようですが、日程第5議案第25号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案については、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということで、日程第5議案第25号については、原案のとおり決定することといたします。

〇〇委員、〇〇委員には自席へお戻りいただきますので、しばらくお待ちください。

(〇〇委員、〇〇委員着席後)

次に日程第6議案第26号令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

別紙の資料をお願いします。日程第6議案第26号令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)についてご説明申し上げます。21-3ページをお願いします。Ⅰ農業委員会の状況の1は現在の体制、2農家・農地等の概要については、2020農林業センサスに基づいて記入した数字や、農政課や県からのデータになります。年度当初の目標から修正等はありません。

次のページ、Ⅱ最適化活動の実施状況の1最適化活動の成果目標については、(1)農地の集積は①の現状、②の目標に対し、③が実績となっております。新規集積面積は5.1ha、年度末の集積面積は198.4haとなり、集積率22.7%、で、達成状況は98.3%となりました。数字は農政課からいただいた資料「担い手の農地利用集積状況調査」からの数字になります。委員の活動により5.1haの農地を集積することができましたが、年間目標面積には一步届かなかった状況で、集積率98.3%と概ね目標を達成できました。

次の(2)遊休農地の発生防止・解消については、①の現状及び課題、②の目標に対して次の21-5ページの③の実績ですが、アのa緑区分の遊休農地の解消実績は△12.5ha、目標に対し△71.8%となりました。これは、農地利用状況調査の結果のA緑の6年度から7年度を引いたものになります。

また、次のイ新規発生遊休農地の解消として、前年度に新規発生した緑区分の解消面積は1.3haでした。

④のその他は利用状況調査及び意向調査について、結果を記入しております。7年度は委員改選もあったことにより、前委員との遊休農地判断の感覚違いによるものもあったと思われ、1号遊休農地が増えて2号遊休農地が減る結果となりました。

次の(3)新規参入の促進については、①の現状及び課題、②の目標に対し、次の21-6ページの③実績では新規参入者はおらず、目標は達成出来ませんでした。

次の2最適化活動の活動目標は、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標を一人あたり月10日以上とし、強化月間を11月、12月、2月と設定、下の②実績では同様に11月12月2月に利用意向調査を、本年度も郵送だけではなく、委員さんの訪問による意向調査も行ってもらい、利用意向調査となっていました。が、県農業会議よりそれは法定業務で、強化せずともやるべきものであるため農地パトロールとするよう指摘されましたので、11月12月は農地パトロールへ修

正しました。

21-7 ページ（3）新規参入相談会への参加については、②の実績にありますように、6月に新規就農者をはげます会に参加したことによる実績となります。

目標の達成状況の評語としては「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。また、推進委員等の点検・評価結果については表のとおりとなりました。

評価には成果実績と活動実績があり、成果実績は毎年あまり点数は取れませんが、活動実績は最適化活動が平均月 10 日以上の方が多かったためこのような結果となりました。

次の 21-8 ページは、Ⅲ事務の実施状況についてです。上から 1 総会、班会の開催実績としては、年間の実績を記載いたしました。

2 の農地法 3 条に基づく許可事務、その下 3 の農地転用に関する事務については令和 7 年度の実績です。

次の 4 違反転用への対応については、令和 7 年度に解消された実績 0.3 ha を記載いたしました。

以上になります。審議・承認された後、県に提出し、詳細部分において修正がありましたら事務局で対応していきたいと思いますのでご了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ただ今事務局の説明が終わりましたが、皆様の方から何かご質疑がございますか。

外菌委員 ちょっといいですか。

議長 はい、どうぞ。

外菌委員 21-7 ページに、新規参入相談会への参加回数と書いてあって、そこに 3 人と書いてありますが、これはいちき串木野市のどこの人ですか。

松原主査 参加した方ですか。

外菌委員 参加した人の出身地です。

松原主査 新規就農者のことですか。委員で参加された方ですか。委員で参加されたのは、会長と木場委員、西委員です。

外菌委員 参加者というのは、新規参入の農家ではなくてということですか。勘違いしていました。実際、新規就農者はどうなんだろうかと興味があるものだから。

- 議長 いちき串木野市全体では新規就農者というのは0ですね。
- 松原主査 6年度、7年度は0です。
- 池田（一）委員 新規参入者の人数というのはどういう風にカウントするんですか。今まで全く作っていない人が、2反でも新たに始めるというのは、新規参入者ですか。
- 松原主査 そこに関しては、作成に当たって農政課に聞いて作ったので。
- 西委員 認定新規就農者の人数です。
- 外薗委員 例えば、〇〇委員の息子さんがコーヒーの木を植えますね、今まで飲食業だったけど、あれも新規参入になるんですか。
- 西委員 認定新規就農者の人数がここに出てくるんじゃないかと思うんですけど。
- 外薗委員 後継者なり、農業大学校とかを卒業して、新たに入る人というのは、いちき串木野市にはあまりいないものだから、そこらあたりはどうなんだろうかと思って。
- 議長 その数字として拾い上げられる基準というか、どこをもって新規というのかというのは、中々具体的には私なんかもわからないところもあります。言われるとおり、認定の新規就農者は確実に上がってくるけど、例えば認定ではなくても親元に帰ってきて、農業を始めた方とか、または農大を卒業して農業法人に入った方もいらっしゃるわけですよね、ある意味その方も新規の就農者に数えるのか、そのへんの数字を拾う具体的な規定というのが見えないというのがあるようです。
- 池田（一）委員 今回のこれは、実施状況を公表するんですよね。実際、定義がどうなっているかというところがあると思うんですけど、さっき申し上げたように、新たに帰ってきて農業を始めたとか、そういうのも入るのであれば、実績として入れた方が、我々の活動としても示されるのかなと思ったものですから。私も自分でやっている中で、新規に去年から始めた人をバンクに登録して貸したりした経緯があるものですから、そういうのがカウントされるのかなと思ったりしたもののだから。
- 木場委員 多分、年齢とか、所得がどれ位あるのかそういうので、市の方が認

定してくれる新規就農者、やっぱり目標があると思うんですよね。

池田（一）委員

この公表の定義のところがあるはずですが。だからそこをちょっと教えていただければ有難いなと思います。それぞれの定義がどうなのかということを知りたかったものですから。それと、もう 1 件すみません、21-5 のところの④の点検結果、これは公表するんですよね。これをこんな表現でいいのかなと感じたんですけど、実際至らない点があったのかもしれませんが、書き方をちょっと考えられた方がいいのかなと。委員の改選云々と書いてありますが、そこは理由の一つなのかもしれませんが。

議長

他に何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

ないようであれば、今のご指摘された文言の修正については事務局に任せていただくということで、日程第 6 議案第 26 号令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）については、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

ないようですので、日程第 6 議案第 26 号については、原案のとおり決定することといたします。（案）の文字を消してください。
以上で、議事が終わりました。

議事録署名委員

• _____

• _____